

毎週火、金曜日発行（但休日、当るは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十三号

調理師法施行細則

(目的)

第一条 この細則は、調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号。以下「法」という。）、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号。以下「令」という。）及び調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四百十六号。以下「規則」という。）を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(受講手続)

第二条 法第三条第一項第二号に規定する講習を受けようとする者は、様式第一号による受講願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する資格を有することを証する書類
三 規則第四条に規定する施設又は営業で二年以上調

目次

- ◇規則 調理師法施行細則
- ◇告示 指定医療機関の変更
土地改良事業計画書の縦覧
みつばちの移入禁止区域の指定
牛の肝てつ検査及び駆除の実施
豚コレラ予防注射の実施
土地改良区役員の退任及び就任
種畜証明書の交付
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十四年四月二十四日付鳥取県告示第二百十九号中訂正

規則

調理師法施行細則をここに公布する。

昭和三十四年六月二十六日

理の業務に従事したことを証する書類
四 写真(名刺型で正面、脱帽、上半身、最近六月以内に撮影したもの)

2 法附則第二項に該当する者が法附則第三項の規定による講習を受けようとするときは、様式第二号による受講願書に前項第一号及び第四号に掲げる書類並びに調理師の免許証の写を添えて知事に提出しなければならない。

3 法施行前に規則附則第二項に規定する施設又は営業で五年以上調理の業務に従事した者が、法附則第三項の規定による講習を受けようとするときは、様式第三号による受講願書に第一項第一号及び第四号に掲げる書類並びに規則附則第二項に規定する施設又は営業で五年以上調理の業務に従事したことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

4 知事は、前三項に規定する受講願書を受理したときは、様式第四号による受講票を交付するものとする。
(修了証書)

第三条 知事は、前条に規定する講習を修了した者に対し、様式第五号による修了証書を交付するものとする。

(受験手続)
第四条 法第三条第一項第三号に規定する試験を受けようとする者は、様式第六号による受験願書に第二号第一項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の受験願書を受理したときは、様式第七号による受験票を交付するものとする。

(合格証書)
第五条 知事は、前条に規定する試験に合格した者に対し、様式第八号による合格証書を交付するものとする。

(公告)
第六条 知事は、講習及び試験の期日、場所その他必要な事項をそのつどあらかじめ公告するものとする。
(名簿の訂正及び免許証書換)

第七条 令第三条及び令第五条に規定する名簿訂正及び免許証書換の申請は、様式第九号によるものとする。
(登録の消除)
第八条 令第四条に規定する登録消除の申請は、様式第十号によるものとする。

(免許証の再交付)
第九条 令第六条に規定する免許証再交付の申請は、様式第十一号によるものとする。

(書類の経由)
第十条 法、令、規則又はこの細則により知事に提出する書類は、住所地在管轄する保健所長を経由しなければならない。

ただし、住所地在管轄外にある場合は、この限りでない。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

調理師講習受講願書

収入証紙貼付	本籍	住所	氏名	生年月日	性別
			現在	卒業年月日	男
			就業先	調理経歴	女
				年月日	
				年月日	
				年月日	

調理師法第三条第一項第二号の規定による調理師講習を受けないので、関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏 名

鳥取県知事 殿

様式第二号

調理師講習受講願書

紙貼付 収入証 都道府県 条例によ る免許番 号	氏名	住所	本籍	性別 男女
	都道府県名	登録 年月日	生年月日	
第 号	年月日	年月日	年月日	

調理師法附則第三項（調理師法附則第二項該当者）の規定による調理師講習を受けたので、関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日
鳥取県知事 殿 氏 名 印

様式第三号

調理師講習受講願書

紙貼付 収入証	氏名	住所	本籍	性別 男女
	現在の 就業先	調理経歴	生年月日	

調理師法附則第三項（五年以上調理経験者）の規定による調理師講習を受けたので、関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日
鳥取県知事 殿 氏 名 印

様式第四号

講習会場
講習票

第 号
年 月 日 施行
住所 氏名
鳥取 県

様式第五号

修了証書

本籍 氏名
昭和 年 月 日 施行
鳥取 県

昭和 年 月 日 施行の調理師法の規定による調理師講習の課程を修了したことを証する

昭和 年 月 日
鳥取県知事 殿 印

様式第六号

調理師試験受験願

紙貼付 収入証	氏名	住所	本籍	性別 男女
	現在の 就業先	調理経歴	生年月日	

調理師法第三条第一項第三号に規定する調理師試験を受けたいので、関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日
鳥取県知事 殿 氏 名 印

様式第七号

第 号

年 月 日

施行

試験場

受 験 票

住所

鳥取県

様式第八号

第 号

合格証書

本籍

氏名

年 月 日生

昭和 年 月 日 施行した調理師法第三条第一項第

三号の規定による調理師試験に合格したことを証する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

印

様式第九号

調理師名簿訂正及び免許証書換交付申請書

収入証

本籍

紙貼付

住所

氏名

年 月 日生

次のとおり本籍（氏名）を変更したので、調理師法施行令
第三条および第五条の規定により、調理師名簿訂正の上書
換交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

変更事項 本籍（氏名）

新 旧

昭和 年 月 日

氏

名 印

鳥取県知事

殿

添付書類

一 免許証（き損の場合）
戸籍謄本又は抄本

様式第十号

調理師名簿登録消除申請書

本籍

住所

氏名

年 月 日生

免許番号及び登録年月日

次の理由により調理師名簿を消除願いたく調理師法施行令
第四条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

消除の理由

昭和 年 月 日

届出人

住所

氏名

殿

鳥取県知事

添付書類

一 死亡又は失せ、の場合は戸籍抄本

様式第十一号

調理師免許証再交付申請書

本籍

住所

氏名

年 月 日生

免許番号及び登録年月日

次のとおり調理師免許証をき損（亡失）したので、調理師
法施行令第六条の規定により免許証の再交付を願いたく、
関係書類を添えて申請します。

記

再交付の理由

昭和 年 月 日

氏

名 印

鳥取県知事

殿

添付書類

一 免許証（き損の場合）

告示

鳥取県告示第三百六十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、昭和三十三年八月鳥取県告示第三百九十五号（医療機関の指定）をもつて指定した医療機関は次のとおり昭和三十四年四月一日変更した。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変更前 変更後

名称 緑町診療所 鳥取生協病院附属緑町診療所

所在地 鳥取市卯垣一五四番地 鳥取市卯垣一五四番地

開設者 鳥取勤労者医療生活協同組合 鳥取勤労者医療生活協同組合

組合長 山崎季治 組合長 山崎季治

鳥取県告示第三百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十

六条の二第一項の規定により、日野郡日野町から申請にかかる土地改良事業（かんがい排水）は適当と認められたので、同法同条第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期日

昭和三十四年六月二十六日から七月十五日までの二十日とする。

三 縦覧に供する場所

日野郡 日野町役場

鳥取県告示第三百六十四号

みつばちについての嚙み病予防に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第三条の規定による移入を禁止する区域として広島県を指定する。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十五号

次のように牛の肝てつ、検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除を命ずることを命ずる。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ、予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

肝てつ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
六月二十三日	八頭郡佐治村	余戸、加茂各家畜検診所
" 二十四日 "	若桜町若桜地区	若桜家畜検診所
" 二十五日 "	" "	" "
" 二十六日 "	池田地区	中原 "
" 二十九日 "	" "	" "
七月 六日、	郡家町上私都地区	麻生 "
" 七日 "	" "	" "

鳥取県告示第三百六十六号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して注射を命ずることを命ずる。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県知事 石、破 二 朗	一 実施の目的 豚コレラ予防のため
二 実施の区域 別表のとおり	三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のも	のを除く。
四 実施の期日 別表のとおり	五 検査及び注射駆除の方法
豚コレラ予防液皮下注射	別表
実施期日 実施区域	実施場所
六月二十七日 東伯郡三朝町、小鹿、三朝、旭地区	各豚舎巡回注
南谷、関金町、矢送地区	射
東郷町花見地区	東郷町花見地区
二十九日 松崎地区	松崎地区
泊村	泊村
羽合町宇野地区	羽合町宇野地区

三十日	倉吉市、上小鴨、上井、西郷地区	浅津地区
七月 一日	東伯郡東郷町舎人地区	
	羽合町長瀬地区	
二日	倉吉市北谷、倉吉地区	
	小鴨、高城地区	
三日	東伯郡羽合町長瀬地区	
四日	倉吉市倉吉、灘手地区	
六日	倉吉市倉吉地区	
	東伯郡東伯町浦安、下郷地区	
七日	倉吉市社地区	
	東伯郡東伯町浦安地区	
八日	北条町下北条地区	
十日	倉吉市北条地区	中北条地区

倉吉市上北条地区	倉吉市上北条地区
東伯郡大栄町由良地区	東伯郡大栄町由良地区
栄、由良地区	栄、由良地区
由良地区	由良地区
東伯町八橋地区	東伯町八橋地区
西伯郡中山町上中山地区	西伯郡中山町上中山地区
東伯郡赤碕町成美、安田地区	東伯郡赤碕町成美、安田地区
赤碕地区	赤碕地区
西伯郡中山町下中山地区	西伯郡中山町下中山地区
東伯郡赤碕町赤碕地区	東伯郡赤碕町赤碕地区

鳥取県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県知事 石、破 二 朗
一 佐野川土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理事 船橋 雄治	西伯郡岸本町大字坂長
山中 栄知	日野郡溝口町大字宇代
石黒 善治	西伯郡岸本町大字大殿
長尾 幸一	
小村 静晴	坂長
西村 英寿	
堀尾 武治	
神原 仲乱	岩屋谷
宅野 光輝	
岩田 知重	会見町大字諸木
岩田 幸	
杉村 範二	米子市別所
小林 清一	
生田 弥範	諏訪
富士川 堯	

監事 実松 政寿 西伯郡岸本町大字坂長
 " 杉村 勇 米子市別所
 " 湯原 孝夫 " 諏訪
 就任した役員の名及び住所
 理事 船橋 雄治 西伯郡岸本町大字坂長
 " 山中 栄知 日野郡溝口町大字宇代
 " 石黒 善治 西伯郡岸本町大字大殿
 " 長谷川博三 " " 坂長
 " 小村 静晴 " " " 坂長
 " 西村 英寿 " " " " 坂長
 " 堀尾 武治 " " " " 坂長
 " 神原 仲乱 " " " " 岩屋谷
 " 宅野 光輝 " " " " 岩屋谷
 " 岩田 経徳 " " " " 会見町諸木
 " 岩田 幸 " " " " 会見町諸木
 " 杉村 範二 米子市別所
 " 小林 清一 " " " " 米子市別所
 " 生田 弥範 " " " " 諏訪

" 富士川 堯 "
 監事 長尾 幸一 西伯郡岸本町大字大殿
 " 杉村 勇 米子市別所
 " 湯原 孝夫 " 諏訪
 昭和三十四年三月二十九日通常総代会において総選挙の結果当選し、五月二十九日就任、任期二年。
 二 松原土地改良区
 退任した役員の名及び住所
 監事 谷口 隆造 鳥取市松原
 就任した役員の名及び住所
 監事 青木 文蔵 鳥取市松原
 昭和三十四年二月十五日補欠選挙の結果当選し、三月一日就任。

鳥取県告示第三百六十八号

次の種畜について、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定により、種畜証明書が交付された。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名	前	種	類	生年月日	産	地	血	統	検査成績	飼養者の住所氏名
昭和三四 鳥取一 第一号	新	桜	黒氣和種	三〇、二八	八頭郡上私郷村	第三旭桜	おやす	二級	岩美郡国府町 井上 栄		
第二号	鶴	竹	"	三一、八	河原町	沢 鶴	ほそや	"	鳥取市吉成 大畑 太郎		
第三号	好	倉	"	三二、八、一七	岩美郡岩美町	第一吉倉	いわみこだに	"	永井 義忠		
第四号	第一吉倉	"	"	二七、二〇	八頭郡用瀬町	夏 源	よしくら	"	岩美郡岩美町 上村 光治		
第五号	第一六栄菴	"	"	三一、二〇	八頭村	日 翠	第七くさかへつ	"	福部村 山根 邦治		
第六号	竹	内	"	三三、六、五	鳥取市河内	豊 三	第三かけひ	"	鳥取市西桂見 森本 平造		
第七号	栄	高	"	三一、五、三	西伯郡岸本町	第五栄光	ほまれ	"	気高郡気高町 芳田 繁松		

〃 第二一〇号	第二貞光	〃	二九、一〇	〃	佐治村	夏源	さだみつ	〃	〃
〃 第一九号	正宮	〃	三一、三	〃	若桜町	日下部寿竜	まさみや	〃	〃
〃 第一八号	秀村	〃	二九、二、一〇	〃	河原町	〃	ささき	〃	〃
〃 第一七号	第三春美	〃	〃 八、三	〃	船岡町	西秀	やなぎ二	〃	〃
〃 第一六号	寿	〃	〃 一二、一	〃	八頭村	秀村	第二八ころばい	〃	〃
〃 第一五号	中山	〃	〃 三二、三	〃	河原町	西秀	まるまさ	〃	〃
〃 第一四号	福神	〃	〃 一、一	〃	〃	日翠	第二ふくのかみ	〃	〃
〃 第一三号	雲雀	〃	〃 二、九	〃	郡家町	第三旭桜	ひばり	〃	〃
〃 第一二号	村上	〃	〃 二、二五	〃	船岡町	〃	まさふく	〃	〃
〃 第一一号	谷茂	〃	〃 三、二	〃	八頭郡河原町	第二貞光	たにしげ	〃	〃
〃 第一〇号	アケボノサカ エナカシマ三	〃	〃 三、三	〃	米子市富益	アケボノ中牧 ヒストン三	サカモト二	〃	〃
〃 第九号	佐伯秀峰	〃	〃 四、一五	〃	広島県	S一三五	らむせつこ	〃	〃
〃 第八号	ヒロ	〃	〃 三、一二	〃	広島県加茂町	本一七八一五四	六四四一五二	〃	〃
〃 第七号	日本コリ	〃	〃 三、二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第六号	デール種	〃	〃 三、二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第五号	日本ザイ	〃	〃 四、一五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第四号	ネン種	〃	〃 四、一五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第三号	アケボノサカ エナカシマ三	〃	〃 三、三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二号	中ヨルク シヤ種	〃	〃 三、一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一号	黒毛和種	〃	〃 三、一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第三〇号	昭進	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二九号	勝丸	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二八号	沢鶴	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二七号	佐伯秀香	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二六号	亀梅	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二五号	農栄	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二四号	橋本	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二三号	石寿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二二号	桃花	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二一号	第三旭桜	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二〇号	第三旭桜	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一九号	花信	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一八号	鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一七号	徳	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一六号	昭進	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一五号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一四号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一三号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一二号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一一号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一〇号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第九号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第八号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第七号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第六号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第五号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第四号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第三号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃 第二〇号	第二貞光	〃	二九、一〇	〃	佐治村	夏源	さだみつ	〃	〃
〃 第一九号	正宮	〃	三一、三	〃	若桜町	日下部寿竜	まさみや	〃	〃
〃 第一八号	秀村	〃	二九、二、一〇	〃	河原町	〃	ささき	〃	〃
〃 第一七号	第三春美	〃	〃 八、三	〃	船岡町	西秀	やなぎ二	〃	〃
〃 第一六号	寿	〃	〃 一二、一	〃	八頭村	秀村	第二八ころばい	〃	〃
〃 第一五号	中山	〃	〃 三二、三	〃	河原町	西秀	まるまさ	〃	〃
〃 第一四号	福神	〃	〃 一、一	〃	〃	日翠	第二ふくのかみ	〃	〃
〃 第一三号	雲雀	〃	〃 二、九	〃	郡家町	第三旭桜	ひばり	〃	〃
〃 第一二号	村上	〃	〃 二、二五	〃	船岡町	〃	まさふく	〃	〃
〃 第一一号	谷茂	〃	〃 三、二	〃	八頭郡河原町	第二貞光	たにしげ	〃	〃
〃 第一〇号	アケボノサカ エナカシマ三	〃	〃 三、三	〃	米子市富益	アケボノ中牧 ヒストン三	サカモト二	〃	〃
〃 第九号	佐伯秀峰	〃	〃 四、一五	〃	広島県	S一三五	らむせつこ	〃	〃
〃 第八号	ヒロ	〃	〃 三、一二	〃	広島県加茂町	本一七八一五四	六四四一五二	〃	〃
〃 第七号	日本コリ	〃	〃 三、二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第六号	デール種	〃	〃 三、二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第五号	日本ザイ	〃	〃 四、一五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第四号	ネン種	〃	〃 四、一五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第三号	アケボノサカ エナカシマ三	〃	〃 三、三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二号	中ヨルク シヤ種	〃	〃 三、一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一号	黒毛和種	〃	〃 三、一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第三〇号	昭進	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二九号	勝丸	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二八号	沢鶴	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二七号	佐伯秀香	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二六号	亀梅	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二五号	農栄	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二四号	橋本	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二三号	石寿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二二号	桃花	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二一号	第三旭桜	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二〇号	第三旭桜	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一九号	花信	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一八号	鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一七号	徳	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一六号	昭進	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一五号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一四号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一三号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一二号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一一号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一〇号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第九号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第八号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第七号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第六号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第五号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第四号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第三号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第二号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 第一号	花鹿	〃	〃 二、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃第四七号	豊	錦	〃	二八、一三、三	東伯郡北条町	錦	たかとし	〃	山根 仲寿
〃第四八号	花	錦	〃	三三、八、二五	倉吉市上大立	花 秀	さくら	〃	山根 芳藏
〃第四九号	栄	龜	〃	〃一〇、一八	東伯郡東伯町	第十二栄光	なかもと	〃	龜本 又藏
〃第五〇号	栄	清	〃	〃七、一	〃	榮 憲	いしかわ	〃	上口 源清
〃第五一号	森	栄	〃	〃五、一	倉吉市巖城	山 初	第一あさひ	〃	森下 榮
〃第五二号	入	米	〃	〃四、八	東伯郡三朝町	入 吉	たなべ	〃	由良町 米田千太郎
〃第五三号	花	浜	〃	〃二、一五	〃	花 栄	第四こほま五	〃	齊尾 東伯町 晃
〃第五四号	花	郷	〃	三三、九、五	倉吉市福光	花 秀	あさま	〃	種子 鶴一
〃第五五号	花	福	〃	三三、二、一八	東伯郡大栄町	〃	くらみつ	〃	龜本 又藏
〃第五六号	花	清	〃	〃二、一	〃	花 秀	やまのぞ	〃	田口 朝信
〃五七号	水	穂	〃	三三、六、一〇	〃	小 浜	あさひ	〃	西伯郡中山町 寿明
〃第五八号	花	岸	〃	三一、九、一〇	倉吉市園分寺	花 秀	よしおか	〃	東伯郡赤碕町 高力 稔二
〃第五九号	花	山	〃	〃七、一六	東伯郡大栄町	〃	さつき	〃	西伯郡中山町 寿明 金平 寿明

〃第三四号	花	光	〃	〃一〇、一	東伯郡大栄町	〃	くらみつ	〃	山口 巖城 收
〃第三五号	花	塚	〃	三一、九、五	倉吉市別府	〃	たけなか	〃	東伯郡三朝町 川北 庄一
〃第三六号	入	垣	〃	三〇、九、一〇	東伯郡北条町	入 吉	いくた	〃	倉吉市中河原 中垣寛次郎
〃第三七号	大	徳	〃	〃一、一	〃	日之出	たかとし	〃	磯江 上北条 義博
〃第三八号	栄	松	〃	二九、九、一	〃	益 広	たつみや	〃	朝倉 富雄
〃第三九号	庄	貞	〃	〃八、一五	岩美郡福部村	第七 寿	ふくべいけだ	〃	東伯郡三朝町 西村 節夫
〃第四〇号	花	政	〃	〃四、二六	東伯郡赤碕町	花 栄	第二やまね	〃	倉吉市 松島 巖
〃第四一号	入	吉	〃	二八、六、二六	倉吉市柳波	入 江	よしだ	〃	東伯郡三朝町 野見 邦一
〃第四二号	花	秀	〃	二七、五、二八	西伯郡中山町	花 米	なりゆき	〃	倉吉市別所 松井 秋光
〃第四三号	收	田	〃	二九、九、二六	倉吉市	第五山穂	第二はつとの	〃	安藤 修一
〃第四四号	入	徳	〃	三一、八、二	東伯郡三朝町	入 吉	さくの	〃	東伯郡関金町 積 河本
〃第四五号	伯	緑	〃	三三、一、九	〃	伯 栄	いわみゆたか	〃	小林 武治
〃第四六号	栄	富	〃	二九、四、三〇	西伯郡中山町	益 広	しまち	〃	東伯町 本庄寿美恵

第六〇号	花勝	三〇、八、二六	赤碓町	花榮	やすみや	田川太蔵
第六一号	スコキーゴ アルゼイション	二八、一〇、二二	米国	スコキーゴ インブルンス	スコキーブリ ンセスルネル	東伯郡赤碓町 鳥取種畜牧場
第六二号	カーネーション トランプシ	二九、一、一五	東伯郡赤碓町	カーネーション レジデント	カーネーション ラツシローラボ ンチアク	〃
第六三号	第一〇サウオ ブローメクト	三一、一、二七	〃	サウオカーロメ オブローメクト	第一エムエム ダブイドソソレデ イ	〃
第六四号	キングライム ライトブロッグ レツサー	三三、二、八	〃	カーネーション ライム	エスエムウオー カライムライト	〃
第六五号	第一三スプリ ングジェマイ フエーン	二二、一〇、二二	岩手県岩手郡	第六〇スプリ ングエスベクト レシオン	第三デーデボツ シユフオーブス	鳥取県立種畜場
第六六号	第三七スプリ ングボツシュ フオーブス	三〇、一、二九	〃	第三七スプリ ングエスベクト レシオン	第二デーデブリ リーマターア	二級
第六七号	第五スプリ ングホーブル ジェマイマ	三二、四、九	〃	第三七スプリ ングジェマイマ フエー	第二アリダスタ	〃
第六八号	豊参	二九、七、五	西伯郡岸本町	第五栄光	ゆたか	〃
第六九号	小倉吉	三〇、二、一七	気高郡気高町	第四小倉	ふさか	〃
第七〇号	光竜	九、二〇	西伯郡泉村	第五栄光	のぶはし	〃

第七一号	光行	三、一	八頭郡西郷村	銀翼	みつゆき	〃
第七二号	第十五栄光	三一、二、二	境港市	第六栄光	なかとみ	〃
第七三号	明美	三一、八、三〇	米子市	第五栄光	まつ一	〃
第七四号	ヒストンウツ ドラゴンズベ ントリー	二八、三、二	東伯郡赤碓町	第一五ヒスト ンウツドラ ゴンズプリン ス	鳥種二五―四八	〃
第七五号	中牧 五四―五一	二九、五、一六	広島県加茂郡	第二四ヒスト ンウツドラ ゴンズプリン ス	ヘラルドキョ クシヨウサカ エフジタナカ	〃
第七六号	船山	三〇、二、二八	福島県西白河郡	オリオンフラン シヤム	福畜くにたま 五七	〃
第七七号	七NS五参式	三二、二、二八	長野県北佐久郡	六NP五〇一	NS二一五	〃
第七八号	五七一四	二、二、一〇	広島県加茂郡	七〇―五一	中牧五四―一七	〃
第七九号	松谷	三一、三、二六	岩手県盛岡市	予イテ一〇八八	予イテ一五五四	〃
第八〇号	寿秀	三二、一〇、二二	東伯郡東伯町	第一二栄光	ことぶき	〃
昭和三四鳥 取二第一号	栄広	二八、一、一四	西伯郡名和町	益広	いちみや	西伯郡名和町 角田義次
第二号	栄東	二七、一〇、一〇	日吉津村	〃	みつぐ	中山町 高見豊蔵

第三号	天竜	三二、六	伯仙町	第一二栄光	たかし	谷名和町本
第四号	第一四栄光	三一、四、二五	名和町	第六栄光	しげひこ	船原大山町典
第五号	大栄	三〇、一、二	名和町	日鹿	第二をほしま	野口宗一郎
第六号	栄一	三二、四、三〇	米子市八幡町	第五栄光	たけみつ	林原豊
第七号	博美	六、三	西伯郡岸本町	第一二栄光	うづき五	橋本誠之助
第八号	第一三栄光	三一、五、六	西伯郡岸本町	第五栄光	第八はんえい	石橋一之助
第九号	秀泰	三〇、二、五	大山町	益広	第二たまや	橋本誠之助
第一〇号	秀峯	三三、二、八	大山町	益栄	かめよし	橋本誠之助
第一一号	優隆	二七、三、一五	大高町	輦優	初隆	大下茂
第一二号	プリンス	二四、四、二〇	大幡村	輦稔	第三巴	山口伯仙町功
第一三号	豊光	三一、七、一〇	岸本町	第五栄光	きよたか	山口伯仙町功
第一四号	憲山	六、二〇	日吉津村	益栄	第二はやし	山口伯仙町功
第一五号	益栄	二九、一〇、二五	岸本町	第二栄光	がへい	山口伯仙町功

第一六号	清光	二八、一、二〇	米子市古町	益栄	せいとう	梅原会見町亭
第一七号	勝利	三〇、六、三	米子市古町	益栄	たなか	野口利市
第一八号	綱原	三、二八	西伯郡大山町	益広	としひろ	山西清蔵
第一九号	第一二栄光	二九、六、三	大高町	第二栄光	ふくなり	加川潔
第二〇号	第六栄光	二八、四、二三	大幡村	益栄	きよみつ	加川潔
第二一号	山栄	三三、一、二三	日野郡江府町	光竜	第二なつ	加川潔
第二二号	白栄	一、二	西伯郡会見町	第一二栄光	はく	加川潔
第二三号	伊藤	三二、一〇、二	米子市赤井手町	益栄	ながゆき	加川潔
第二四号	武保	七、三	観音町	第六栄光	かつにしき八	勝部修
第二五号	第七保命	三一、一、六	西伯郡岸本町	第五栄光	かじき	米子市上福原町
第二六号	春風	三〇、五、一〇	日吉津村	益広	みつやま	前田誠
第二七号	第二寿広	二九、一〇、二五	岸本町	益栄	かじき	前田誠
第二八号	第五栄光	二六、一〇、一	岸本町	益栄	くめじ	宗像町

第二九号	長 香	ノルマン	二七、三、一八	青森県上北郡	安ノ 永	香ノ 善	西伯郡岸本町
第三〇号	セラトルロピ ンサカタ	中ヨーク ヤ種	三三、四、一三	神奈川県高座郡	ロビンバンゼン オタニ五	ケ四九ヘラルド ジャミソング	米子市 山陰酪農講習所
第三一号	司 栄光	黒毛和種	三〇、四、一五	米子市二本木町	第五栄光	たけみや	鳥取県立山陰酪農講習所
第三二号	晃 旭	〃	〃 三、一八	西伯郡県村	第五栄光	たかはし	日野郡溝口町
第三三号	福 幸	〃	二七、一、三	〃 大山町	益 広	かみまへ	益田 義晃
第三四号	米富二	〃	二六、二、二〇	日野郡日光村	光	よねとみ二	〃
第三五号	泉 亮	〃	三三、四、二六	西伯郡岸本町	第一二栄光	ひろはら	清水保五郎
第三六号	登	〃	三三、二、二六	〃 会見町	第五栄光	ただとし	長尾 保一
第三七号	伊 山	〃	二九、七、一	〃 県村	〃	よしひこ	江府町 清
第三八号	富 昭	重半血種	二一、四、三〇	北海道河東郡	昭 典	第五ヴェ富士	川上 清
第三九号	第三米富	黒毛和種	三三、六、五	日野郡根雨町	米富二	いわひめ	森田 益治
第四〇号	岩姫二	〃	三一、五、一六	〃	〃	〃	日南町 徳義
第四一号	寿 二	〃	〃 一、三	〃 多里村	風 見	ことぶき	山崎 徳義

教育委員会告示

鳥取漁教育委員会告示第二十一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一日 時 昭和三十四年七月一日 午後三時

二 場所 倉吉市余戸谷町三、〇五九

鳥取県立倉吉西高等学校

三 議題 1 市町村教育委員会教育長の承認につ

正 誤

昭和三十四年四月二十四日付鳥取県告示第二百十九号
中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁	段	行	誤	正
9	上	8	大字春米	大字 春米
10	〃	5	字すんほう	字すんほう

第四二号	善 賢	〃	二八、五、一〇	米子市葭津	益 広	たかみ	湯上 黒坂町 操
第四三号	第五米富	〃	三三、一〇、二〇	日野郡溝口町	司 栄光	第六よねとみ	〃
第四四号	悠 栄	〃	三一、四、二八	米子市上安臺	第五栄光	まさぞり	〃
第四五号	浩	〃	三〇、一、三	〃 石井	綱 吉	みのる	〃
第四六号	哲 山	〃	二八、一〇、二	西伯郡澁江町	益 広	ことぶき五	〃